

## 企画趣旨

中村 恵

社会的親子という概念は、医学等の発達<sup>1)</sup>により、血縁的・遺伝的親子関係の存否が明らかにされるようになり、その反面、生物学的親子ではないが、事実上の親子のように未成熟の子を監護養育している関係が表出し、これを社会的存在と認め、場合によっては一定の法的承認を与える必要が生じたことから、生まれてきたものといわれる<sup>2)</sup>。このような社会的親子には、養親子のように法律上も親子関係として生物学的親子とほとんど異なる法的地位が認められているものもあるが、ある程度長期にわたって、親権者から子の監護養育の委託をうけているにすぎない者まで、その概念の外延は不明確なものである。また、継親子関係のように親の離婚・再婚に伴って形成される関係もあれば、被虐待児に対する家庭的養護としての里親里子関係のように社会的養護<sup>3)</sup>の文脈の中で問題となるものもある。

そこで、本特集においては、子どもの監護養育をめぐる事実上の関係に焦点をあて、親子法の観点からの法的評価を試みる。法律上、そこにどのような問題があり、どのような監護養育の形態が子の利益に適うか（それを法制度に組み込むかそうでないか）等を探究することで、「親とは何か」について考察する。具体的には、まず、総論とし

て、英国での社会的親子についての議論を参考にしながら、こうした問題の全体像を示す（許論文）。次に、各論として、多種多様な社会的親子の中から、①生殖補助医療による子、②未成年養子、③国際養子、④未成年後見、⑤継親子関係、⑥里親里子関係、を取り上げる。①では生殖補助技術の利用拡大に伴う新たな社会的親子の出現へのとまどいがみられる（中村論文）。②では社会的親子に安定した法的枠組みを与える制度という観点からの考察がなされる（床谷論文）。③では国際養子の静態的・動態的法的問題が検討される（渡辺論文）。④では最近の民法、児福法の改正状況を確認した上で子に必要な保護を与える制度とは何かを考察する（合田論文）。⑤では継親子関係をめぐる諸問題について日仏の比較検討がなされる（栗林論文）。⑥では現場の視点からの里親里子関係をめぐる制度上の問題を検討する（米沢論文）。

ここ数年、家族法の改正論議が活気を帯びてきている。子のための法制度の充実が図られることを願いつつ、本特集がその一助になれば幸いである。

（なかむら・めぐみ 東洋大学教授）

1) 従来、捨子のような場合を除き、法的母子関係は分娩の事実により自明のこととされる一方で、法的父子関係については嫡出推定制度や認知制度によって確定してきた。しかし、科学技術の進歩の影響を受け、DNA等の親子鑑定結果によって血縁関係の有無に関する蓋然性が数値的に示されるようになったことから、法律上の父とは何かが改めて問われている。先端医療技術である体外受精・胚移植などによって生まれた子についても、同様に法律上の親は誰なのかが問題となっている。

2) 中川良延「社会的親子の法的関係」川井健ほか編『講座・現代家族法 第3巻 親子』（日本評論社、1992年）345頁以下。

3) 社会的養護は、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこととされ、日本が1994年に批准した「児童の権利に関する条約（Convention on the Rights of the Child）」20条において、子どもの権利として、国がこれを確保すべきことが明示されている。2009年には、国連は「子どもの代替的養護に関する指針（Guidelines for the Alternative Care of Children）」を採択している。日本ではこれまで社会的養護に関連して、1997年の児童福祉法改正、2000年の児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）の制定、2004年の児童福祉法及び児童虐待防止法改正、2011年の民法及び児童福祉法改正、などがあり、2011年に厚生労働省は児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会による「社会的養護の課題と将来像」をとりまとめ、その施策が推進されている。